別記４

個 人 情 報 の 取 扱 い に 係 る 特 記 事 項

（主旨）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　乙は、この協定による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（取得の制限）

第３　乙は、この協定による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（適正管理）

第４　乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第５　乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第６　乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この協定による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、この協定による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自ら取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本協定終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（管理状況の報告等）

第９　甲は、乙がこの協定による事務を行うにあたり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

（事故報告）

第１０　乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に報告し、適切な措置をとらなければならない。又、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

（指示）

第１１　甲は、乙がこの協定による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。